

人 事 委 員 会 年 報

令 和 2 年 度

三 重 県 人 事 委 員 会

目 次

第1章 人事委員会の概要	1
第1節 人事委員会の組織と運営	1
1 人事委員会	1
2 委員会の開催状況	2
第2節 令和2年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要	8
第3節 職員に関する条例案に対する意見	13
第4節 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況	18
1 規則の制定、改廃状況	18
2 通知の制定、改廃状況	22
第5節 年間事業等の概要	25
第6節 諸会議等の開催状況	29
1 全国人事委員会連合会関係	29
2 東海・北陸人事委員会協議会関係	29
3 近畿、東海・北陸人事委員会協議会関係	32
4 その他	32
第7節 人事委員会事務局の組織及び事務分掌等	33
1 組織及び事務分掌等	33
2 職員の体制	34
3 歳入歳出予算・決算の概要	35
第2章 公務員制度・審査関係業務	38
第1節 公平審査	38
1 措置要求	38
2 審査請求	39
第2節 勤務条件	40
1 職務専念義務免除	40
第3節 職員団体	41
1 職員団体の登録	41
2 職員団体の登録事項変更届出	42
3 管理職員等の範囲の表	43
第4節 公平委員会の事務の受託	49
第5節 労働基準監督	50
1 勤務環境整備のための調査	50
2 号別決定	50

3 貯蓄金管理状況報告	51
4 ボイラー等性能検査	52
5 ボイラー等設置届及び落成検査	53
6 ボイラー等廃止報告	53
7 ボイラー等休止報告	53
8 クレーン設置届及び落成検査	53
第3章 任用関係業務	54
第1節 採用試験	54
競争試験の受験資格・試験日程	55
令和2年度三重県職員等採用候補者試験実施状況	56
第2節 採用選考	60
令和2年度採用選考の実施状況	61
第3節 臨時的任用の承認	62
第4章 給与関係業務	63

第1章 人事委員会の概要

第1節 人事委員会の組織と運営

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は、次表のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

区分	氏名	委員就任年月日	在任年数	備考
委員長	竹川 博子	H26.7.30~H30.7.29 H30.7.30~ 委員長就任 H27.8.10~H28.8.9 H28.8.10~H29.8.9 H29.8.10~H30.8.9 H30.8.10~R1.8.9 R1.8.10~R2.8.9 R2.8.10~	6.8	(現) 株式会社外カクイツール 代表取締役
委員 (委員長 代理)	降籟 道男	H27.7.17~R1.7.16 R1.7.17~	5.8	(現) ふりはた綜合法律 事務所 弁護士
委員	戸神 範雄	H27.3.1~H29.7.28 H29.7.29~	6.1	(現) 学校法人伊勢学園理事

2 委員会の開催状況

令和2年度における人事委員会の会議の開催回数は22回で、審議件数は議案70件、協議事項11件、報告事項20件の計101件となっており、その状況は次のとおりである。

【第1488回】 令和2年4月16日（木）

《議案》

- 第1号 職員団体登録事項の変更について（三重県職員労働組合）
- 第2号 職員団体登録事項の変更について（三重県教職員組合）
- 第3号 職員団体登録事項の変更について（三重県職員現業評議会）
- 第4号 職員団体登録事項の変更について（四日市港管理組合労働組合）
- 第5号 「住居手当に関する規則」及び「公立学校職員の住居手当に関する規則」の一部改正について
- 第6号 三重県人事委員会事務局公文書管理規程について
- 第7号 令和2年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の実施（中止）

《報告》

- 第1号 令和元年度職員相談について（第4四半期分）
- 第2号 令和元年（不）第1号事案について
- 第3号 令和2年職種別民間給与実態調査について

【第1489回】 令和2年4月24日（金）

《議案》

- 第1号 令和2年度三重県職員採用候補者A試験の実施について

【第1490回】 令和2年5月27日（水）

《議案》

- 第1号 職員の通勤手当に関する規則及び公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について
- 第2号 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

《協議》

- 第1号 令和2年度警察官A採用候補者試験（2回目）及び警察官B採用候補者試験の実施について
- 第2号 令和2年度社会人を対象とした県職員等採用候補者試験の実施について

《報告》

- 第1号 令和元年（不）第1号事案について

【第1491回】 令和2年6月4日（木）

《議案》

- 第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

- 第2号 令和2年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の実施について
- 第3号 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の実施について
- 第4号 令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の実施について
- 第5号 令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の実施について

第6号 令和2年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の実施について

第7号 令和2年度三重県警察官B採用候補者試験の実施について

《協議》

第1号 令和元年（不）第1号事案について

《報告》

第1号 令和元年（不）第1号事案について

【第1492回】 令和2年6月23日（火）

《議案》

第1号 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について

第3号 課長級以上の職への採用選考について

《報告》

第1号 令和元年（不）第1号事案について

第2号 令和元年度人事委員会年報について

【第1493回】 令和2年7月13日（月）

《議案》

第1号 令和2年度三重県職員採用候補者A試験の第1次試験合格者の決定について

第2号 課長級以上の職への採用選考について

第3号 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

《協議》

第1号 委員長の選任及び委員長の職務を代理する委員の指定について

《報告》

第1号 令和2年度職員相談の状況（第1四半期分）について

第2号 令和元年（不）第1号事案について

【第1494回】 令和2年8月13日（木）

《議案》

第1号 令和2年度三重県職員採用候補者A試験（行政Ⅱ、行政Ⅲを除く）の最終合格者の決定について

第2号 令和2年度三重県職員採用候補者A試験（行政Ⅱ、行政Ⅲ）の第2次試験の合格者の決定について

第3号 三重県職員退職手当支給条例施行規則及び公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

第4号 産業廃棄物に係る三重県市町立入検査員設置に関する特別承認について
《報告》

第1号 人事行政の運営等の状況の報告について

第2号 専決処分の報告について（断続的な宿直（又は日直）勤務の許可）

第3号 令和元年（不）第1号事案について

【第1495回】 令和2年8月26日（水）

《協議》

第1号 令和2年人事委員会勧告の報告事項について

【第1496回】 令和2年9月3日（木）

《議案》

第1号 令和2年度三重県職員採用候補者A試験（行政Ⅱ、行政Ⅲ）の最終合格者の決定について

《協議》

第1号 令和2年人事委員会勧告の報告・勧告事項について

【第1497回】 令和2年9月17日（木）

《議案》

第1号 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

《協議》

第1号 令和2年人事委員会勧告の報告・勧告事項について

《報告》

第1号 令和元年（不）第1号事案について

【第1498回】 令和2年10月8日（木）

《議案》

第1号 令和2年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について

第2号 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の第1次試験合格者の決定について

第3号 令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について

第4号 令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について

第5号 令和2年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の第1次試験合格者の決定について

第6号 令和2年度三重県警察官B採用候補者試験の第1次試験合格者の決定について

第7号 職員団体登録事項の変更について

《協議》

第1号 令和2年人事委員会勧告の報告・勧告事項について

《報告》

第1号 令和2年度職員相談の状況（第2四半期分）について

【第1499回】 令和2年10月27日（火）

《協議》

第1号 令和2年人事委員会勧告の報告・勧告事項について

《報告》

第1号 令和元年（不）第1号事案について

【第1500回】 令和2年11月6日（金）

《議案》

第1号 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告について

第2号 職員の管理職手当に関する規則の一部改正について

第3号 等級別基準職務に関する規則の一部改正について

【第1501回】 令和2年11月12日（木）

《議案》

第1号 令和2年度三重県職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について

第2号 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験及びC試験の最終合格者の決定について

第3号 令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の最終合格者の決定について

第4号 令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験の最終合格者の決定について

【第1502回】 令和2年11月24日（火）

《議案》

第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

《協議》

第1号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

【第1503回】 令和2年12月1日（火）

《議案》

第1号 令和2年度三重県警察官A採用候補者試験（2回目）の最終合格者の決定について

第2号 令和2年度三重県警察官B採用候補者試験の最終合格者の決定について

《報告》

第1号 専決処分の報告について（地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見）

第2号 令和元年（不）第1号事案について

【第1504回】 令和2年12月23日（水）

《議案》

第1号 課長級以上の職への採用選考について

第2号 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

《協議》

第1号 令和元年（不）第1号事案について

【第1505回】 令和3年1月22日（金）

《議案》

第1号 特定任期付職員の採用等承認について

第2号 令和3年度三重県職員等採用候補者試験の日程及び受験資格について

第3号 令和元年（不）第1号事案について

《報告》

第1号 令和2年度職員相談の状況（第3四半期分）について

【第1506回】 令和3年2月9日（火）

《議案》

第1号 住居手当に関する規則及び公立学校職員の住居手当に関する規則の一部改正について

第2号 令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則（人事委員会規則）及び令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則（合同規則）の制定について

第3号 三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部改正について

【第1507回】 令和3年2月19日（金）

《議案》

第1号 令和3年度三重県警察官A採用候補者試験（1回目）の実施について

第2号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

第3号 押印見直しに伴う三重県人事委員会規則等の一部改正について

第4号 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

【第1508回】令和3年3月8日(月)

《議案》

- 第1号 職員の任用に関する規則の一部改正について
- 第2号 課長級以上の職への採用選考について
- 第3号 一般任期付職員の任期の更新承認について
- 第4号 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について
- 第5号 三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部改正について

《報告》

- 第1号 専決処分の報告について(警視等の職への採用選考)

【第1509回】令和3年3月24日(水)

《議案》

- 第1号 課長級以上の職への採用選考について
- 第2号 警視以上の職への採用選考について
- 第3号 人事委員会事務局職員の任免について
- 第4号 三重県行政組織規則の一部改正等に伴う関係規則の一部改正について
- 第5号 組織改編による職の新設等に伴う給与関係規則の一部改正について
- 第6号 三重県人事委員会事務局公文書管理規程の一部改正について
- 第7号 解雇予告除外認定について

《報告》

- 第1号 専決処分の報告について(解雇予告除外認定)

令和2年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

令和2年11月9日 三重県人事委員会

【職員の給与に関する報告及び勧告】

○給与勧告のポイント

【民間給与との較差に基づく改定】

月例給は改定なし（2年連続）

ボーナスは期末手当の支給月数を年間0.05月分引下げ

（ボーナス年間4.50月→4.45月、引下げは10年ぶり）

【住居手当の改定】

支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限等を引き上げ

I 本年の給与改定

1 職員の給与と民間給与との比較

- ・企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内750の民間事業所から抽出した161事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給等に関する調査と月例給等に関する調査の2回に分けて実施
- ・4月分の公民給与について、役職・学歴・年齢別に対比して較差を算出

(1) 月例給

区 分	金額等
民間従業員の給与 (A)	389,369 円
職員(行政職)の給与 (B)	389,338 円
公 民 較 差 (A)-(B)	31 円(0.01%)

(参考) 国

金額等
408,704 円
408,868 円
△164 円 (△0.04%)

※特例条例による減額措置後の公民較差

区 分	金額等
民間従業員の給与 (A)	389,369 円
職員(行政職)の給与 (B)	387,725 円
公 民 較 差 (A)-(B)	1,644 円 (0.42%)

(2) ボーナス (特別給)

民間事業所の支給割合は給与月額に相当しており、職員の支給月数(4.50月)を0.04月下回っていた。

2 民間給与との較差に基づき改定すべき事項

- ・ 職員のボーナス（期末・勤勉手当）の支給月数を 4.50 月→4.45 月
- ・ 引下げ分は、期末手当に反映

○改定後の支給月数（一般の職員の場合）

		6 月期	12 月期
令和 2 年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.30 月）
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
令和 3 年度 以降	期末手当	1.275 月	1.275 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

3 実施時期

令和 2 年 12 月 1 日（令和 3 年度以降の改定は、令和 3 年 4 月 1 日）

II 住居手当の改定

県宿舍入居者との均衡、国や他の地方公共団体の状況等を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ（8,000 円→15,000 円）。また、この改定により生ずる原資を用いて、手当額上限を引上げ（27,000 円→28,000 円）等の改定を実施。令和 3 年 4 月からの改定とする。

III その他の課題

1 世代間の給与配分の適正化について

- ・ 本県の現行の給料水準は、国や他の地方公共団体と比較すると若年層はほぼ均衡しているのに対し中高年齢層は高くなっている状況が見られる。
- ・ これまでの給料表改定の方針を踏まえ、世代間の給与配分の適正化について検討していく必要がある。

参 考

勧告どおり改定が実施された場合の職員給与

改定前 (A)		改定後 (B)		差額 (B) - (A)	
月例給	年間給与	月例給	年間給与	月例給	年間給与
389,338 円	6,498 千円	389,338 円	6,478 千円	0 円	△20 千円
(387,725 円)	(6,479 千円)	(387,725 円)	(6,459 千円)	(0 円)	(△20 千円)

(注) 1 行政職 4,909 人（平均年齢 44.5 歳 平均経験年数 22.4 年）の平均。

2 年間給与は月例給とボーナス（特別給）の合計。

3 特例条例による減額措置前の金額を算定。（ ）内の金額は減額措置後の金額。

<減額措置の内容>

月例給：管理職の給料月額を減額（部長級 3.7%、次長級 3.3%、課長級 2.8%等）

【人事管理に関する報告】

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

- ・今後十数年で多数の定年退職が見込まれていることから、行政課題に安定して対応するため、受験者の確保が極めて重要であり、今後の方向性として「受験者確保の視点」を入れることが必要

(2) 人材の育成・活用

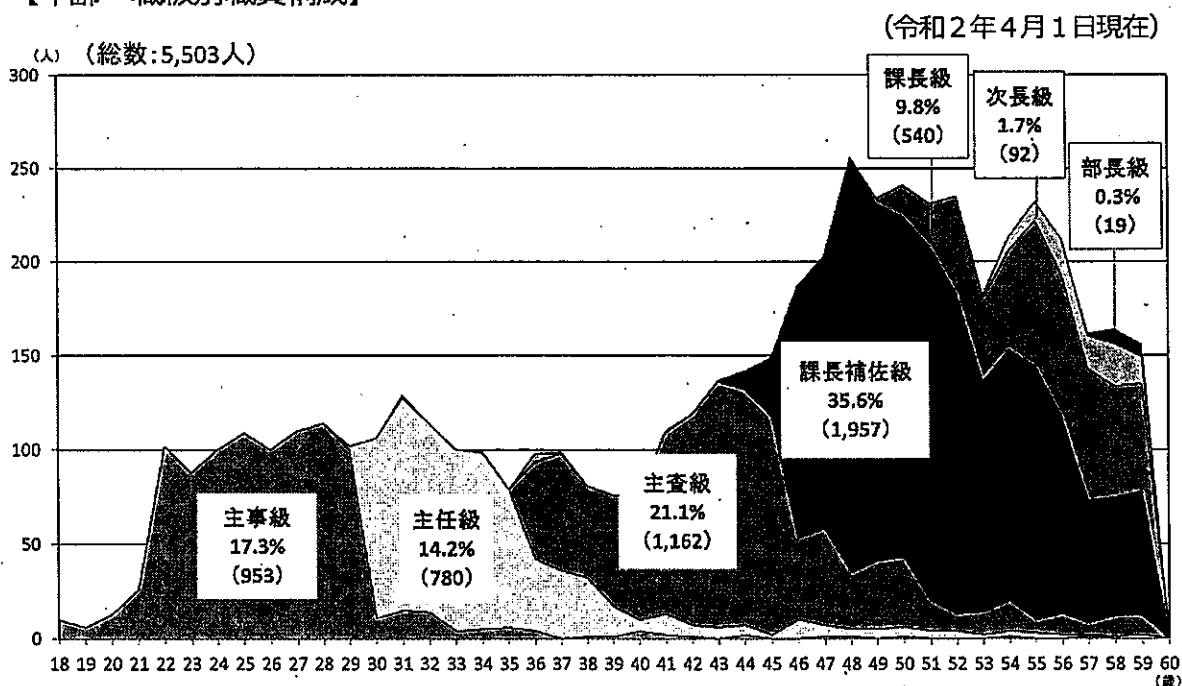
ア 人材の育成

- ・効果的な人材育成のためには、引き続き各職員が育成の必要性に対する強い意識を持つことが重要
- ・若手・中堅職員は、新たな事柄に挑戦し、常に学んでいく姿勢を持つことが重要であるが、そういった環境や雰囲気醸成するために、管理職員がリーダーシップを発揮していくことが不可欠
- ・定年引上げを見据え、高齢層の職員に求める能力・期待する役割を明確にして、仕事に対する意欲の維持・向上に資する仕組みづくりを行うことが必要

イ 女性活躍の推進

- ・育児等の事情を有する期間にあっても、職員のキャリア形成を見据えた人材育成を進めることが重要
- ・性別や時間制限のあるなしに関わらず、全ての職員が能力を最大限発揮するためには、長時間労働を是とする意識の変革や、長時間労働を前提とした働き方を見直すことが必要

【年齢・職級別職員構成】



(注) 「令和2年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、警察、県立学校、市町立学校の行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。

(3) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

- ・たった一人の行動が、築き上げてきた県全体、職員全体に対する県民の信頼を大きく損なうこととなることから、引き続き不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底が必要
- ・AI・RPA等の先端技術を活用し、業務プロセス・システムの効率化・標準化を進めることにより、職員の業務負担の軽減や時間短縮を図りつつ、正確で効率的な業務遂行につなげていくことが必要

2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

- ・人事評価制度に寄せられた評価の公平性・客観性についての指摘や意見を踏まえ行われた、評価基準の明確化や評価要素の一部改正が正しく運用され、加えて所属長と職員とが制度趣旨を理解・共有し、公正な人事評価を行うことが必要
- ・人事評価制度を効果的に運用するためには、目標の設定等を職員の成長につなげることが大切であり、人事評価が公平かつ客観的に行われることにより、職員の評価制度への信頼を向上させることが効果的な運用には必要

3 勤務環境の整備

(1) 知事部局等における取組の推進

- ・事業の見直し、業務の削減・効率化に取り組むとともに、時間外勤務にかかる適切な検証を行い、他律的所属の指定を必要最小限とすることが必要
- ・コロナ禍においては、部局長がリーダーシップを発揮し所属長をはじめとする管理職員が、職員の健康を守るという強い意思のもと日々の声かけや、業務の削減、平準化を積極的に図るなどきめ細やかな配慮をするとともに、心身の大きな負担が懸念されることから、ストレスケアや過重労働対策など適切な健康対策を行うことが重要

(2) 学校現場における労務管理の推進

- ・4月からの「在校等時間の上限等」に関する指針の趣旨や働き方改革の考え方を共有し、労務管理を行う管理職だけでなく教員一人ひとりにおいても、毎日の時間管理の必要性の意識を高めていくことが重要
- ・校長及び教育委員会は、教員の健康確保の観点から強いリーダーシップを持って業務量の適切な管理を行い、在校等時間の縮減に向けた取組を進めることが必要

(3) 警察における労務管理の推進

- ・時間外勤務命令の適切な制度運用を図るとともに、現場の一人ひとりが、健康確保等の観点から長時間労働を是正するという趣旨を正しく理解することが必要
- ・どの所属においても真に風通しの良い職場となるよう引き続き取り組むことが重要

(4) 多様な働き方

- ・「アフターコロナの新常態（ニュー・ノーマル）」を見据えつつ、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤やオンライン会議等の効果や課題を検証し、平常時における在宅勤務の活用や在宅勤務時の労務管理等についても検討が必要
- ・SDG s（持続可能な開発目標）やSociety5.0の視点からも多様な働き方や業務削減に向けた見直し、職員の意識と行動の変革を進めていくことが必要

(5) ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止に向けては、ハラスメントを当事者間の個人的な問題として片付けず、職場全体の問題と捉え、対応することが必要
- ・これまでの報告で繰り返し言及してきたが、依然としてハラスメントに関する職員相談が寄せられ、ハラスメントに関する理解が深まっていないことから、より一層のハラスメントに関する正しい理解の促進等の防止対策が必要

4 臨時・非常勤職員に係る人事管理

- ・一般職非常勤職員の「会計年度任用職員」制度の創設や、学校現場で臨時的に任用される講師の号給の決定にあたって上位制限の廃止等により、職責に応じた処遇の改善がなされているが、引き続き働きやすい勤務環境整備が必要

5 高齢期の雇用問題

- ・定年の引上げを行うに際しては、法律案で示された役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）や定年前再任用短時間勤務制等が円滑に導入できるよう検討することが必要

第3節 職員に関する条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、三重県議会から職員に適用される基準の実施、その他職員に関する条例案に対する意見を求められ、意見を提出した。

その概要は、次表のとおりである。

意見提出 年月日	議案 番号等	件 名	概 要
R2.6.5 〔令和2年 定例会〕	議案 第105号	地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について ・職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員が新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事したときの試験防疫業務手当の特例に関する規定を整備するものであり、適当と認めます。
R2.11.20 〔令和2年 定例会〕	議案 第163号	地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について ・職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の勤務の実態及び業務の特殊性の変化等に鑑み、特殊勤務手当の額の改定等を行うものであり、適当と認めます。

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R2.11.26 (令和2年 定例会)	議案 第194号 議案 第195号	地方公務員法第5条第2 項の規定に基づく人事委 員会の意見について ・ 職員の給与に関する条 例等の一部を改正する 条例案及び公立学校職 員の給与に関する条例 の一部を改正する条例 案に対する人事委員会 の意見	職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例案及び 公立学校職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例案 は、人事委員会の議会及び知 事に対する令和2年11月9 日付けの給与改定に関する勧 告等に鑑み、一般職に属する 職員及び公立学校職員の期末 手当の支給割合の改正等を行 うものであり、適当と認めま す。

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R3.2.22 〔令和3年 定例会〕	議案 第27号 議案 第28号 議案 第29号 議案 第40号	地方公務員法第5条第2 項の規定に基づく人事委 員会の意見について ・知事等の給与の特例に関 する条例の一部を改正す る条例案に対する人事委 員会の意見	<p>知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給料を特例的に減ずるものです。</p> <p>本委員会はこれまでも、このような給与の減額措置を行うことに対し、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準の確保を望んできました。</p> <p>管理職員の給与減額措置は、これまで実施されていた給与減額措置と比べれば一定の負担軽減がなされており、さらに、厳しい財政状況にあることを踏まえればやむを得ない措置と受け止めますが、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものがあります。</p> <p>早期にこの減額措置が解消され、職務と責任に応じた本来の給与になることを望みます。</p>

意見提出 年 月 日	議案 番号等	件 名	概 要
R3.2.22 (令和3年 定例会)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 ・ 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見 	<p>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員及び公立学校職員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、会計年度任用職員及び公立学校の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正を行うものであり、適当と認めます。</p> <p>職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における押印の見直しに鑑み、規定を整理するものであり、適当と認めます。</p>

意見提出 年月日	議案 番号等	件名	概要
R3.3.8 (令和3年 定例会)	議案 第75号	地方公務員法第5条第 2項の規定に基づく人事 委員会の意見について ・職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改 正する条例案	職員の特殊勤務手当に関す る条例の一部を改正する条例 案は、新型コロナウイルス感 染症を指定感染症として定め る等の政令の廃止に伴い、規 定を整理するものであり、適 当と認めます。

第4節 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

1 規則の制定、改廃状況

令和2年度に人事委員会が制定、改廃した人事委員会規則は、次表のとおりである。

(1) 公務員制度・審査関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 12-13	R2.6.30 (R2.6.30)	公益法人等への職員の派遣 等に関する規則	派遣先公益的法人の名称変更に伴 う所要の改正を行った。
人委規則 11-0	R3.2.24 (R3.2.24)	勤務条件に関する措置の要 求に関する規則	押印の見直しに伴う所要の改正を 行った。
人委規則 11-1	R3.2.24 (R3.2.24)	不利益処分についての審査 請求に関する規則	押印の見直しに伴う所要の改正を 行った。
人委細則 11-1-1	R3.2.24 (R3.2.24)	公平審査の手續等に関する 細則	押印の見直しに伴う所要の改正を 行った。
人委規則 11-2	R3.2.24 (R3.2.24)	公務災害補償の審査に関す る規則	押印の見直しに伴う所要の改正を 行った。
人委細則 11-2-1	R3.2.24 (R3.2.24)	公務災害補償の審査に関す る細則	押印の見直しに伴う所要の改正を 行った。
人委規則 12-5	R3.2.24 (R3.2.24)	職員団体の登録及び法人と なる旨の申出に関する規則	押印の見直しに伴う所要の改正を 行った。
人委規則 12-4	R3.3.30 (R3.4.1)	管理職員等の範囲を定める 規則	三重県行政組織規則等の改正に伴 う所要の改正を行った。
人委規則 15-0	R3.3.30 (R3.4.1)	職員の退職管理に関する規 則	三重県行政組織規則等の改正に伴 う所要の改正を行った。

(2) 任用関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委細則 6-5-1	R3.2.24 (R3.2.24)	職員の任用に関する細則の 一部を改正する細則	行政手続きにおける押印の見直しを進めるため、採用候補者に提出を求める意向調査への押印を廃止するなど規定を整備した。

(3) 給与関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委規則 7-28	R2.5.1 (R3.4.1)	住居手当に関する規則 の一部を改正する規則	国及び他の地方公共団体の住居手当支給状況を踏まえ、住居手当の適用除外職員について規定の整備を行った。
合同規則 昭和49年 第14号	R2.5.1 (R3.4.1)	公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	国及び他の地方公共団体の住居手当支給状況を踏まえ、住居手当の適用除外職員について規定の整備を行った。
人委規則 7-4	R2.5.29 (R2.4.1)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」が制定されたことに伴い、廃棄物等現場指導業務手当に係る規定の整備を行った。
人委規則 7-8	R2.5.29 (R2.4.1)	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	国における手当の返納事由に係る規定の改正及び短時間の育児休業等による不利益をなくすため、規定の整備を行った。
合同規則 昭和35年 第1号	R2.5.29 (R2.4.1)	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	国における手当の返納事由に係る規定の改正及び短時間の育児休業等による不利益をなくすため、規定の整備を行った。
人委規則 7-7	R2.6.26 (R2.6.26)	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の実施に伴い、規定の整備を行った。

合同規則 昭和45年 第21号	R2.6.26 (R2.6.26)	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験の実施に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-4	R2.7.14 (R2.2.1)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例において試験防疫業務手当の特例が規定されたことに伴い、規則においても特例の規定を設けた。
人委規則 7-1	R2.8.14 (R2.5.1)	三重県職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	雇用保険法施行規則の一部改正により、雇用保険の特定受給資格者の対象となる離職の理由が追加されたことに鑑み、規定の整備を行った。
合同規則 昭和30 年第1号	R2.8.14 (R2.5.1)	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	雇用保険法施行規則の一部改正により、雇用保険の特定受給資格者の対象となる離職の理由が追加されたことに鑑み、規定の整備を行った。
人委規則 7-4	R2.9.18 (①については R2.9.18施行 ②については R2.9.18施行 R2.2.1適用)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	①警察業務に係る特殊勤務手当の見直しに伴い、警察特殊業務手当に係る規定の整備を行った。 ②試験防疫業務手当の特例について、警察業務に係る規定の整備を行った。
人委規則 7-12	R2.11.10 (R2.11.13)	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	警察本部における職の新設に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-75	R2.11.10 (R2.11.13)	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部における職の新設に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-4	R2.12.25 (①については R2.12.25施行 R2.4.1適用 ②については R3.4.1施行)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	①児童相談所における職員の業務の困難性・特殊性を考慮した処遇改善を図るための地方交付税の拡充等に伴い、保健福祉業務手当について、規定の整備を行った。

			②警察業務に係る特殊勤務手当の見直しに伴い、交通取締手当、警察特殊業務手当について、規定の整備を行った。
人委規則 7-28	R3.2.12 (R3.4.1)	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	手当の支給対象となる家賃額の下限が上げられたことに伴い、規定の整備を行った。
合同規則 昭和49年 第14号	R3.2.12 (R3.4.1)	公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	手当の支給対象となる家賃額の下限が上げられたことに伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-78	R3.2.12 (R3.4.1)	令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則	住居手当の支給に関する経過措置が定められたことに伴い、経過措置の適用除外職員、権衡職員の範囲等について、新たに規則を制定した。
合同規則 令和3年 第2号	R3.2.12 (R3.4.1)	令和2年改正給与条例附則第2項から第4項までの規定による住居手当に関する規則	住居手当の支給に関する経過措置が定められたことに伴い、経過措置の適用除外職員、権衡職員の範囲等について、新たに規則を制定した。
人委規則 7-1	R3.2.24 (R3.2.24)	三重県職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	押印の見直しに伴い、規定の整備を行った。
合同規則 昭和30年 第2号	R3.2.24 (R3.2.24)	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	押印の見直しに伴い、規定の整備を行った。
合同規則 昭和30年 第3号	R3.2.24 (R3.2.24)	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	押印の見直しに伴い、規定の整備を行った。
合同規則 昭和30年 第4号	R3.2.24 (R3.2.24)	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	押印の見直しに伴い、規定の整備を行った。

人委規則 7-4	R3.2.24 (R3.2.1)	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症に係る法令の改正等に伴い、試験防疫業務手当の特例について、規定の整備を行った。
人委規則 7-12	R3.3.30 (R3.4.1 施行) ただし、警察の項については、 R3.3.30 施行 R3.3.29 適用	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の新設等に伴い、規定の整備を行った。
人委規則 7-75	R3.3.30 (R3.4.1 施行) ただし、警察の項については、 R3.3.30 施行 R3.3.29 適用	等級別基準職務に関する規則の一部を改正する規則	職の新設等に伴い、規定の整備を行った。
合同規則 昭和30年 第4号	R3.3.30 (R3.4.1)	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	小学校の統廃合及びへき地学校等の指定の見直しに伴い、規定の整備を行った。

2. 通知の制定、改廃状況

令和2年度に人事委員会が制定、改廃した任命権者あての規則の運用等に関する通知は、次表のとおりである。

(1) 公務員制度・審査班関係

文書の 番号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第170号	R3.3.1 (R3.3.1)	「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用方針について」の一部改正	新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いを定める改正を行った。
人委 第177号	R3.3.8 (R3.4.1)	「育児休業等の運用について」の一部改正	押印の見直しに伴う所要の改正を行った。

人委 第178号	R3.3.8 (R3.4.1)	「配偶者同行休業の運用について」の一部改正	押印の見直しに伴う所要の改正を行った。
人委 第194号	R3.3.23 (R3.4.1)	「職員の退職管理に関する規則の運用について」の一部改正	押印の見直しに伴う所要の改正を行った。

(2) 任用関係

規則番号	公布年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
		該当なし	

(3) 給与関係

文書の 番 号	通知年月日 (施行・適用 年月日)	件 名	概 要
人委 第19号	R2.5.1 (R3.4.1)	「住居手当の運用について」の一部改正	住居手当の適用除外職員について、規定の整備を行った。
人委 第21号	R2.5.14 (R2.4.1)	「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の運用について」の一部改正	職務に専念する義務を免除された場合に報酬の減額を行わないように、規定の整備を行った。
人委 第34号	R2.5.29 (R2.2.1)	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の一部改正	廃棄物等現場指導業務手当を新たに支給される職員について、規定の整備を行った。
人委 第58号	R2.7.14 (R2.2.1)	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の一部改正	試験防疫業務手当の特例が規定されたことに伴い、規定の整備を行った。
人委 第86号	R2.9.18 (R2.2.1)	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の一部改正	試験防疫業務手当の特例について、新たに支給対象となる警察業務が追加されたこと等に伴い、規定の整備を行った。

人委 第 136 号	R2.12.25 (R3.4.1)	「職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について」の一部改正	「職員の特殊勤務手当に関する規則」の一部改正に伴い、警察業務に係る規定の整備を行った。
人委 第 161 号	R3.2.12 (R3.4.1)	「令和 2 年改正給与条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による住居手当に関する規則の運用について」の制定	住居手当の経過措置に係る規則の制定に伴い、新たに通知を制定した。
人委 第 162 号	R3.2.12 (R3.4.1)	「令和 2 年改正給与条例附則第 2 項から第 4 項までの規定による住居手当の運用上の留意点について」の制定	住居手当の経過措置に係る規定が整備されたことに伴い、支給手続に関する留意点を規定する。
人委 第 166 号	R3.2.24 (R3.2.24)	人事委員会委員長通知の一部改正	押印の見直しに伴い、下記の通知について、規定の整備を行った。 ①管理職員特別勤務手当の運用について ②職員の給与の支給に関する規則の運用について ③住居手当の運用について ④職員の単身赴任手当に関する規則の運用について ⑤職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について ⑥職員の通勤手当に関する規則の実施について
人委 第 192 号	R3.3.30 (R3.3.29)	「職員の管理職手当に関する規則の運用について」の一部改正	警察本部の組織改正等に伴い、規定の整備を行った。

第 5 節 年間事業等の概要

令和2年度における人事委員会の事業等の概要は次表のとおりである。

年月日	事業等の概要
R2. 4.1 16 24	人事異動 新規採用者辞令交付式（県庁講堂） 第1488回人事委員会定例会議(委員会室) 第1489回人事委員会定例会議(委員会室)
R2. 5.15 19 27	令和2年度三重県職員採用候補者A試験申込受付（6/8まで） 【書面開催】近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議 第1490回人事委員会定例会議（委員会室）
R2. 6.4 23 24 28 29	第1491回人事委員会定例会議（委員会室） 第1492回人事委員会定例会議（委員会室） 第128回全国人事委員会連合会総会（書面開催） 令和2年度三重県職員採用候補者A試験第1次試験実施（津高校） 令和2年職種別民間給与実態調査（特別給等に関する調査、7/31まで）
R2. 7.13 15 19	第1493回人事委員会定例会議（委員会室） 令和2年度三重県職員採用候補者A試験第1次試験合格者発表 選考試験実施（吉田山会館他）

年月日	事業等の概要
R2. 7.21 7.23 7.30	令和2年度警察官A採用候補者試験（2回目）申込受付（8/24まで） 令和2年度警察官B採用候補者試験申込受付（8/24まで） 令和2年度三重県職員採用候補者B試験申込受付（8/24まで） 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験申込受付（8/24まで） 令和2年度三重県職員採用候補者C試験申込受付（8/24まで） 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者C試験申込受付（8/24まで） 令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験申込受付（8/28まで） 令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験申込受付（8/28まで） 令和2年度三重県職員採用候補者A試験第2次試験実施（県庁講堂） 令和2年度三重県職員採用候補者A試験第2次試験実施（吉田山会館）（8/8まで）
R2. 8.13 17 26 27 29	第1494回人事委員会定例会議（委員会室） 令和2年度三重県職員採用候補者A試験最終合格者（行政Ⅱ、Ⅲは第2次試験合格者）発表 令和2年職種別民間給与実態調査（月例給に関する調査、9/30まで） 第1495回人事委員会定例会議（委員会室） 令和2年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考申込受付（9/25まで） 令和2年度三重県職員採用候補者A試験第3次試験実施（行政Ⅱ、Ⅲ）（吉田山会館） （8/30まで）
R2. 9.3 10 17 20 20 27	第1496回人事委員会定例会議（委員会室） 令和2年度三重県職員採用候補者A試験最終合格者発表（行政Ⅱ、Ⅲ） 第1497回人事委員会定例会議（委員会室） 令和2年度警察官A採用候補者試験（2回目）第1次試験実施（三重県警察学校） 令和2年度警察官B採用候補者試験第1次試験実施（三重県警察学校他） 令和2年度三重県職員採用候補者B試験第1次試験実施（津高校） 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第1次試験実施（津高校） 令和2年度三重県職員採用候補者C試験第1次試験実施（津高校他） 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第1次試験実施（津高校他） 令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者第1次試験実施（津高校） 令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者第1次試験実施（津高校）

年月日	事業等の概要
R2. 10.8 13 23 24 26 28	第1498回人事委員会定例会議（委員会室） 令和2年度警察官A採用候補者試験（2回目）第1次試験合格者発表 令和2年度警察官B採用候補者試験第1次試験合格者発表 令和2年度三重県職員採用候補者B試験第1次試験合格者発表 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第1次試験合格者発表 令和2年度三重県職員採用候補者C試験第1次試験合格者発表 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第1次試験合格者発表 令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者第1次試験合格者発表 令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者第1次試験合格者発表 令和2年度三重県職員採用候補者B試験第2次試験実施（津庁舎） 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験第2次試験実施（津庁舎） 令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者第2次試験実施（県庁講堂他）（10/25まで） 令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者第2次試験実施（県庁講堂他）（10/25まで） 令和2年度三重県職員採用候補者C試験第2次試験実施（吉田山会館他）（10/28まで） 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者C試験第2次試験実施（吉田山会館他） 令和2年度三重県職員採用候補者B試験第2次試験実施（吉田山会館）（10/30まで） 第1499回人事委員会定例会議（委員会室）
R2. 11.1 6 9 10 12 15 16 17 22 24	令和2年度障がい者を対象とした三重職員等採用選考第1次選考実施（津庁舎） 第1500回人事委員会定例会議（委員会室） 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告 令和2年度警察官A採用候補者試験（2回目）第2次試験実施（吉田山会館）（11/13まで） 第1501回人事委員会定例会議（委員会室） 選考試験実施（吉田山会館） 令和2年度警察官B採用候補者試験第2次試験実施（吉田山会館他）（11/20まで） 令和2年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第1次選考合格者発表 令和2年度三重県職員採用候補者B試験最終合格者発表 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者B試験最終合格者発表 令和2年度三重県職員採用候補者C試験最終合格者発表 令和2年度市町立小中学校職員採用候補者C試験最終合格者発表 令和2年度社会人を対象とした三重県職員採用候補者最終合格者発表 令和2年度社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者最終合格者発表 選考試験実施（吉田山会館） 第1502回人事委員会定例会議（委員会室）

年月日	
R2. 12.1	第1503回人事委員会定例会議（委員会室） 令和2年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考第2次選考実施（津庁舎）（12/7まで）
4	令和2年度警察官A採用候補者試験（2回目）最終合格者発表 令和2年度警察官B採用候補者試験最終合格者発表
15	令和2年度障がい者を対象とした三重県職員等採用選考最終合格者発表
18	三重県庁おしごとセミナー（Web開催）
23	第1504回人事委員会定例会議（委員会室）
R3. 1.10	選考試験実施（吉田山会館）
15	令和2年度東海・北陸人事委員会協議会公平・労基事務専門部会（書面開催）
22	令和2年度東海・北陸人事委員会協議会任用事務専門部会（Web開催） 第1505回人事委員会定例会議（委員会室）
28	令和2年度東海・北陸人事委員会協議会給与事務専門部会（Web開催）
R3. 2.5	東海・北陸人事委員会協議会事務局長会議（Web開催）
7	選考試験実施（吉田山会館）
9	第1506回人事委員会定例会議（委員会室）
14	選考試験実施（吉田山会館）
19	第1507回人事委員会定例会議（委員会室）
R3. 3.8	第1508回人事委員会定例会議（委員会室）
14	三重県職員等採用試験オンライン説明会
24	第1509回人事委員会定例会議（委員会室）

第6節 諸会議等の開催状況

各会議の開催状況は次表のとおりである。

1 全国人事委員会連合会関係

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R2.6.24 書面開催	第128回総会	1 令和元年度決算について 2 令和2年度事業計画案及び予算案について 3 第129回総会について 4 第64回公平審査事務研修会について 【役員選考会】 1 令和2年度会長及び副会長について

2 東海・北陸人事委員会協議会関係

(1) 委員長・事務局長合同会議及び事務局長会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R2.5.29 書面開催	令和2年度 東海・北陸 人事委員会協議会 委員長・事務局長 合同会議	1 令和元年度事業報告及び決算について 2 令和2年度事業計画及び予算について

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R3.2.5 Web開催	令和2年度 東海・北陸人事委員 会協議会事務局長 会議	1 令和3年度事業計画及び予算について 2 令和3年度幹事人事委員会の選出について 3 令和3年度会計幹事の選出について 4 令和2年給与勧告の課題と今後の対応について

(2) 公平・労基事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R3.1.15 書面開催	令和2年度 東海・北陸人事委員 会協議会公平・労基 事務専門部会	1 審査請求の事実認定について 2 事業所調査の実施状況について 3 教員の変形労働時間制について 4 口頭審理での新型コロナウイルス 感染予防対策について 5 人事委員会のWeb会議形式での 開催について 6 非常勤講師からの労働基準監督機関 に対する申告等について 7 職員相談における市町立学校教職員 (事務職員を含む)からの相談対応 について

(3) 任用事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R3.1.22 Web開催	令和2年度 東海・北陸人事委員 会協議会任用事務 専門部会総会	1 中途採用者の処遇及び採用試験の 実施状況について 2 氷河期世代を対象とした採用試験の 実施について 3 コロナ禍における採用活動について 4 採用試験における新型コロナウイルス 感染症対策について 5 職務経験者を対象とした採用試験の 受験資格について 6 障がい者を対象とした採用試験に ついて

(4) 給与事務専門部会

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R3.1.28 Web開催	令和2年度 東海・北陸人事委員 会協議会給与事務 専門部会	給与勉強会 (給与制度等に関する意見交換について)

3 近畿、東海・北陸人事委員会協議会関係

(1) 委員長・事務局長合同会議

開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R2.5.19 書面開催	近畿、東海・北陸 人事委員会協議会 委員長・事務局長 合同会議	<p>地区別会議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度事業報告及び決算について 2 令和2年度事業計画及び予算について <p>合同会議</p> <p>定年延長の検討状況について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討状況と今後のスケジュール 2 人事委員会勧告・報告の記載内容

4 その他

(1) 職員採用関係

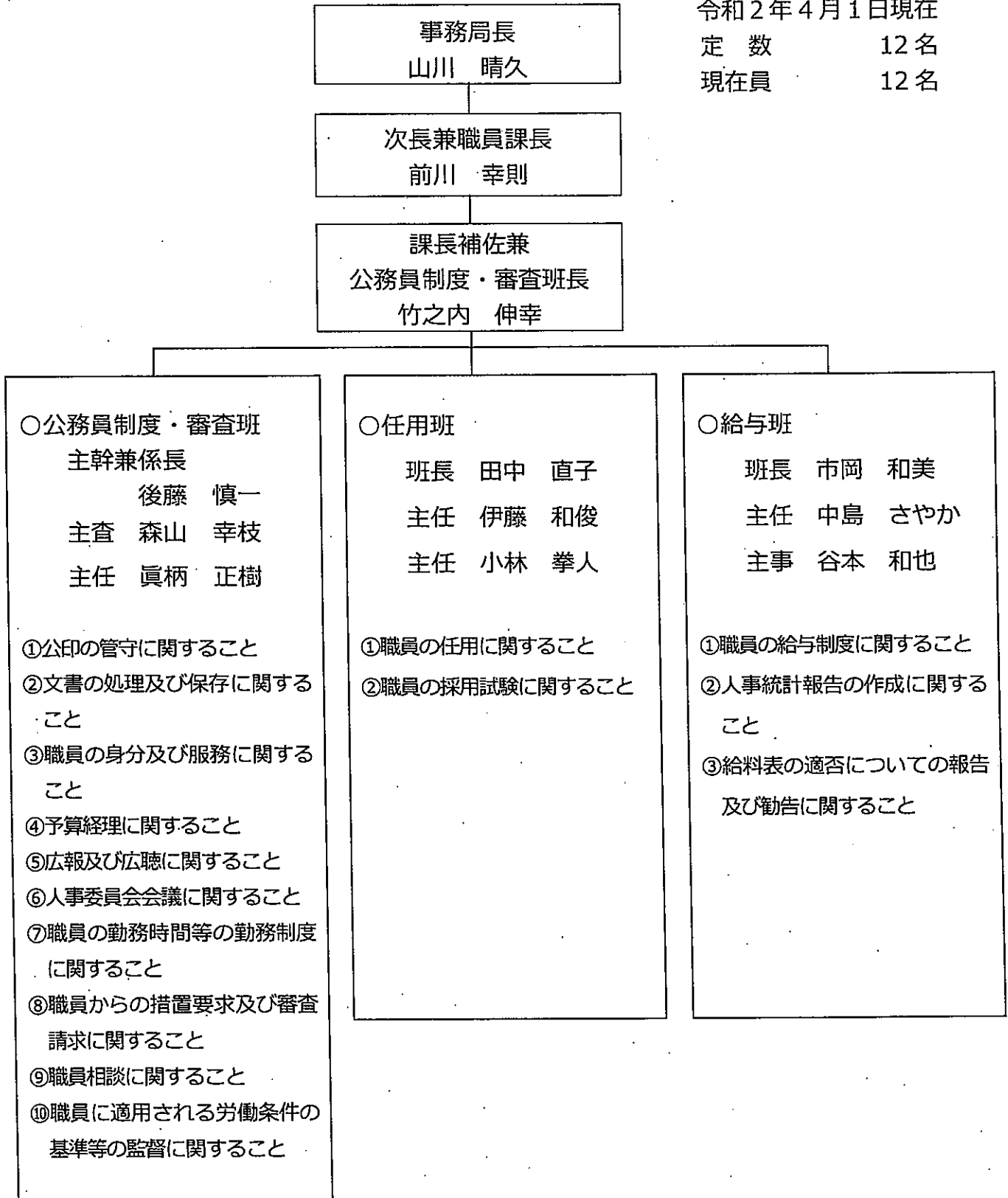
開催年月日 (開催地)	会議名	主な議題
R2.12.18 オンラインで開催	三重県庁おしごと セミナー	<ol style="list-style-type: none"> 1 講演「三重県庁のワークライフバランス事情～両立を目指す40代男性職員の話～」 2 講演「ある県職員の履歴書」 3 若手職員トークセッション
R3.3.14 オンラインで開催	三重県職員等採用 試験オンライン 説明会	<ol style="list-style-type: none"> 1 先輩職員の体験談・業務内容 2 試験制度説明 3 個別相談

第7節 人事委員会事務局の組織及び事務分掌等

1 組織及び事務分掌等

人事委員会事務局の組織・職員の定数及び配置状況並びに事務分掌は、次のとおりである。

令和2年4月1日現在
定数 12名
現在員 12名



2 職員の体制

人事委員会事務局職員の人事異動に伴う体制は、次表のとおりである。

(令和2年4月～令和3年3月)

職名	氏名	摘要	
事務局長	山川 晴久	R 2.4.1～	
次長兼 職員課長	前川 幸則	R 2.4.1～	R 3.3.31 出向
課長補佐兼 公務員制度・審査班 班長	竹之内 伸幸	R 2.4.1～	
公務員制度・審査班 主幹兼係長	後藤 慎一	R 2.4.1～	R 3.3.31 出向
主査	森山 幸枝	H28.4.1～	R 3.3.31 出向
主任	眞柄 正樹	R 2.4.1～	
任用班 班長	田中 直子	H30.4.1～	R 3.3.31 出向
主任	伊藤 和俊	H31.4.1～	
主事	小林 拳人	R 2.4.1～	
給与班 班長	市岡 和美	H30.4.1～	
主任	中島 さやか	R 2.4.1～	
主事	谷本 和也	H31.4.1～	R 3.3.31 出向

3 歳入歳出予算・決算の概要

人事委員会事務局の歳入歳出予算及び決算の概要は、次表のとおりである。

(1) 歳 入

(単位：円)

区 分 予算科目	平成元年度		令和2年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
第12款 繰入金	301,000	301,000	0	0
第2項 基金繰入金	301,000	301,000	0	0
第1目 基金繰入金	301,000	301,000	0	0
基金繰入金	301,000	301,000	0	0
第14款 諸収入	75,000	75,568	60,000	61,764
第5項 受託事業収入	12,000	12,000	11,000	11,000
第1目 総務関係 受託事業収入	12,000	12,000	11,000	11,000
公平事務 受託事業収入	12,000	12,000	11,000	11,000
第8項 雑入	63,000	63,568	49,000	50,764
第2目 雑入	63,000	63,568	49,000	50,764
雑入	63,000	63,568	49,000	50,764

(2) 歳出 (予算科目 第2款総務費、第9項人事委員会費、第1目人事委員会費)

(単位:円)

区 分 予算科目	令和元年度		令和2年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
目 人事委員会費	119,580,000	117,839,109	119,122,000	116,835,529
報 酬	6,534,000	6,092,280	7,600,000	7,279,474
給 料	49,357,000	49,355,987	49,484,000	49,479,912
職員手当等	33,942,000	33,904,034	33,664,000	32,789,724
扶養手当	1,221,000	1,211,339	1,526,000	1,526,000
通勤手当	1,257,000	1,251,244	879,000	896,228
単身赴任手当	0	0	0	0
期末勤勉手当	21,815,000	21,814,511	22,426,000	22,425,371
時間外勤務手当	3,882,000	3,881,893	3,855,000	2,595,465
管理職手当	2,111,000	2,110,800	2,111,000	2,110,800
管理職特別勤務 手当	19,000	0	19,000	0
休日勤務手当	15,000	14,201	36,000	17,880
地域手当	2,439,000	2,438,029	2,467,000	2,457,980
住居手当	1,183,000	1,182,017	777,000	760,000
共 済 費	17,873,000	17,806,654	17,664,000	17,598,997
共済負担金	17,363,000	17,301,689	17,049,000	17,025,572
社会保険料	510,000	504,965	615,000	573,425
賃 金	1,596,000	1,366,693	0	0
報 償 費	12,000	0	0	0
旅 費	1,436,000	1,052,917	486,000	291,055
交 際 費	20,000	0	0	0
需 用 費	2,275,000	2,141,278	2,274,000	2,184,439
消耗品費	1,162,000	1,133,647	1,236,000	1,209,141
食糧費	0	0	0	0
印刷製本費	1,111,000	1,007,631	1,036,000	975,298
修繕料	2,000	0	2,000	0
役 務 費	821,000	788,898	886,000	784,357
通信運搬費	798,000	768,304	864,000	766,097
手数料	21,000	19,094	22,000	18,260
筆耕翻訳料	0	0	0	0
傷害保険料	2,000	1,500	0	0
委 託 料	2,569,000	2,479,371	3,304,000	3,267,593
使用料及び賃借料	812,000	568,309	666,000	589,878
備品購入費	240,000	219,888	120,000	48,400
負担金補助 及び交付金	2,093,000	2,062,800	2,522,000	2,521,700

(3) 事業細目別歳出

(単位：円)

区 分 予算科目	令和元年度		令和2年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
人事委員会費	119,580,000	117,839,109	119,122,000	116,835,529
総務費	110,666,000	109,768,543	110,009,000	108,189,497
調査費	826,000	671,367	454,000	426,260
試験実施費	7,846,000	7,243,611	8,573,000	8,158,745
審査費	242,000	155,588	86,000	61,027

第2章 公務員制度・審査関係業務

第1節 公平審査

1 措置要求

令和2年度においては、次表のとおり、勤務条件に関する新たな措置要求及び前年度から係属している事案はない。

区分	R2.3.31 現在の未処 理件数	R2.4.1～ R3.3.31 の措置要求件 数	R2.4.1～ R3.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R3.3.31 現在の未処理 件数
				R2.3.31 現在の未処理 件数にかか る処理件数	R2.4.1～ R3.3.31 の措置要求 にかかる処理 件数	
給与						
旅費						
勤務時間						
休暇						
執務環境						
厚生福利						
転任						
その他						
合計	0	0	0	0	0	0

2 審査請求

令和2年度においては、次表のとおり、不利益処分に関する新たな審査請求事案はなく、前年度から係属している事案を1件処理した。

区分	R2.3.31 現在の未処 理件数	R2.4.1～ R3.3.31 の審査請求件数	R2.4.1～ R3.3.31 の処理件数	左 の 内 訳		R3.3.31 現在の未処 理件数
				R2.3.31 現在の未処理 件数にかか る処理件数	R2.4.1～ R3.3.31 の審査請求 にかかる処理 件数	
分 限 処 分	降給					
	降任					
	休職					
	免職					
懲 戒 処 分	戒告					
	減給					
	停職	1		1	1	
	免職					
転任						
その他						
合計	1	0	1	1	0	0

第2節 勤務条件

1 職務専念義務免除

令和2年度において、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和29年三重県人事委員会規則12-3）第2条第11号及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第14条第2項第3号の規定に基づき、職務専念義務の免除又は福利厚生等休暇を承認した事例はない。

第3節 職員団体

1 職員団体の登録

地方公務員法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	代表者	法人・非法人の別	役員数	登録年月日	登録番号
三重県職員労働組合	津市広明町 13番地	中央執行委員長 鳥羽 幸也	非法人	23名	S41.10.12	1
三重県教職員組合	津市桜橋 2丁目 142番地	中央執行委員長 山門 真	法人	14名	S41.10.12	2
みえ教育 ネットワーク 教職員ユニオン	津市寿町 7-50 みえ労連内	執行委員長 大原 敦子	非法人	10名	H17.5.25	3
四日市港管理組合 労働組合	四日市市 霞二丁目 1番地の1	執行委員長 三宅 雅之	非法人	12名	H22.7.12	4
三重県職員現業 評議会	津市広明町 13番地	議長 奥村 和之	非法人	9名	H29.10.1	5

2 職員団体の登録事項変更届出

令和2年度、地方公務員法第53条第9項の規定に基づく職員団体における登録事項の変更手続の提出は次表のとおりである。

職員団体名	変更の内容	申請年月日	登録年月日
三重県職員労働組合	役員の変更	R2.4.1 R2.9.17	R2.4.16 R2.10.8
三重県教職員組合	役員の変更	R2.4.1	R2.4.16
四日市港管理組合 労働組合	役員の変更	R2.4.8	R2.4.16
三重県職員現業評議会	役員の変更	R2.4.1	R2.4.16

3 管理職員等の範囲の表

地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、人事委員会により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等の範囲を定めている。令和 3 年 3 月 30 日に公布した管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

適用 年月日			内 容
R3.4.1	本 庁	議会事務局	事務局長 次長 課長 調整監 政策法務監 副参事 総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（議長及び副議長の秘書並びに人事担当のものに限る。）
	本 庁	知事部局	危機管理統括監 最高デジタル責任者 部長 デジタル社会推進局長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 副最高デジタル責任者 次長 担当次長 ひとづくり政策総括監 コンプライアンス総括監 医療政策総括監 ヘキ地医療総括監 首都圏営業拠点運営総括監 太平洋・島サミット推進総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンビナート防災監 危機管理特命監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 MICE 誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 部又はデジタル社会推進局の人事を担当する班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 戦略企画部秘書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当及び懲戒担当のものに限る。） 総務部法務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容		
R3.4.1	本 庁	知事部局	総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る）
R3.4.1	本 庁	出納局	会計管理者 出納局長 副局長 課長 専門監 会計支援監 出納総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。）
	本 庁	教育委員会事務局	副教育長 次長 総括市町教育支援・人事監 参事 課長 担当課長 副課長 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 子ども安全対策監 人権教育監 専門監 副参事 教育総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法令及び教育長秘書担当のものに限る。） 教育政策課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（教育改革担当のものに限る。） 教職員課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事、組織、採用及び法令担当のものに限る。） 福利・給与課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（給与担当のものに限る。） 市町教育支援・人事担当主幹、主査、主任及び主事
	本 庁	選挙管理委員会事務局	書記長
	本 庁	人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査 主任 主事及び技師
	本 庁	監査委員会事務局	事務局長 次長 課長 班長、監査主幹、係長又は監査主査（人事担当のものに限る。）
	本 庁	労働委員会事務局	事務局長 次長 課長 班長 主幹 係長 主査
	本 庁	海区漁業調整委員会事務局	事務局長 主幹又は主査（人事担当のものに限る。）

適用 年月日	内 容	
R3.4.1	地域機関	<p>地域防災総合事務所 所長 副所長 室長 人権啓発監 副参事 専門監</p> <p>地域活性化局 局長 副局長 室長 人権啓発監 副参事 専門監</p> <p>消防学校 校長 副校長 副参事</p> <p>東京事務所 所長 副所長</p> <p>県税事務所 所長 副所長 室長 副参事 専門監</p> <p>自動車税事務所 所長 副所長</p> <p>保健所 所長 副所長 室長 副参事 専門監</p> <p>福祉事務所 所長 副参事 専門監</p> <p>児童相談所 所長 副参事</p> <p>食肉衛生検査所 所長 副所長 副参事</p> <p>動物愛護推進センター 所長</p> <p>児童相談センター 所長 副所長 室長 副参事 専門監</p> <p>保健環境研究所 所長 室長 精度管理監 総括研究員 副参事</p> <p>女性相談所 所長</p> <p>国児学園 園長 副園長</p> <p>障害者相談支援センター 所長 副参事</p> <p>子ども心身発達医療センター センター長 副センター長 部長 副参事</p>

適用 年月日	内 容		
R3.4.1	地域機関	<p>公衆衛生学院</p> <p>こころの健康センター</p> <p>人権センター</p> <p>図書館</p> <p>総合博物館</p> <p>美術館</p> <p>斎宮歴史博物館</p> <p>農林水産事務所</p> <p>農林事務所</p> <p>農政事務所</p> <p>病害虫防除所</p> <p>家畜保健衛生所</p> <p>農業研究所</p> <p>畜産研究所</p> <p>林業研究所</p> <p>水産研究所</p> <p>中央農業改良普及センター</p> <p>農業大学校</p>	<p>院長 事務長</p> <p>所長 副所長 副参事 専門監</p> <p>所長 副参事</p> <p>館長 副館長 専門監 副参事</p> <p>館長 副館長 室長 専門監 副参事</p> <p>館長 副館長 専門監 副参事</p> <p>館長 専門監 副参事</p> <p>所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>所長 副所長 室長 センター長 副参事 専門監</p> <p>所長 副所長</p> <p>所長 副所長 副参事 支所長</p> <p>所長 副所長 総括研究員 副参事 室長</p> <p>所長 研究管理監 総括研究員 副参事</p> <p>所長 研究管理監 林業人材育成推進 監 総括研究員 副参事</p> <p>所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長</p> <p>所長 副所長 室長 副参事</p> <p>校長 副校長 教授</p>

適用年月日	内 容		
R3.4.1	地域機関	関西事務所 計量検定所 工業研究所 高等技術学校 建設事務所 流域下水道事務所 教育支援事務所 埋蔵文化財センター 高等学校 特別支援学校	所長 副所長 所長 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長 校長 副参事 教頭 事務長 所長 副所長 室長 副参事 専門監 技術管理監 所長 副所長 室長 副参事 専門監 所長 所長 副所長 副参事 校長 教頭 事務長 船長 校長 教頭 事務長

適用年月日	内 容		
R3.4.1	地域機関	関西事務所 計量検定所 工業研究所 高等技術学校 建設事務所 流域下水道事務所 教育支援事務所 埋蔵文化財センター 高等学校 特別支援学校	所長 副所長 所長 所長 研究管理監 総括研究員 副参事 室長 校長 副参事 教頭 事務長 所長 副所長 室長 副参事 専門監 技術管理監 所長 副所長 室長 副参事 専門監 所長 所長 副所長 副参事 校長 教頭 事務長 船長 校長 教頭 事務長

第4節 公平委員会の事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、昭和41年から四日市港管理組合の公平事務の委託を受けている。

令和2年度においては、当委員会に対して、四日市港管理組合職員から措置要求、審査請求の申請、職員相談はいずれもされなかった。

また、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、人事委員会規則により四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定めているが、令和2年度においては改正を行っていない。

なお、令和3年3月31日現在における四日市港管理組合の管理職員等の範囲は、次表のとおりである。

機 関	職
議会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
管理者の事務部局	部長 理事 次長 参事 会計管理者 課(室)長 調整監 副参事 検査監 総務課で人事、給与制度、予算及び庁舎管理 を担当する副課長並びに人事及び給与制度を担当する主査、 主任及び主事

第 5 節 労働基準監督

地方公務員法第 8 条第 1 項及び第 58 条第 5 項の規定に基づき、当委員会が処理した労働基準法及び労働安全衛生法に関する労働基準監督業務の概要は次のとおりである。

1. 勤務環境整備のための調査

任命権者と連携して職員が安全に、かつ安心して働くことができる職場環境づくりに向け、調査を行った。(平成 29 年度～)

(1)調査の概要

- ・長時間労働の是正や健康対策など、勤務環境の整備に向けた調査
- ・「状況調査」 任命権者に対して、長時間労働など課題解決に向けた取組や現状を確認
- ・「事業所調査」課題のある事業所について、状況確認、課題解決に向けた方策状況聴取

(2)調査対象

知事部局（各種委員会を含む）、教育委員会、警察本部

(3)調査実績

平成 29 年度	調査数	状況調査 6 回、事業所調査 2 か所
平成 30 年度	調査数	状況調査 8 回、事業所調査 2 か所
令和 元年度	調査数	状況調査 7 回、事業所調査 8 か所
令和 2 年度	調査数	状況調査 6 回、事業所調査 4 か所

2 号別決定

(1)人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

労働基準法 別表 第 1 号別等	事 業 所 名
12	消防学校、保健環境研究所、工業研究所、公衆衛生学院、高等技術学校、農業大学校、埋蔵文化財センター、図書館、総合博物館、斎宮歴史博物館、美術館、県立高等学校、特別支援学校、警察学校

労働基準法 別表 第1号別等	事業所名
官公署の 事業 (別表第 1に掲げ る事業を 除く。)	知事部局の各部局、地域防災総合事務所、地域活性化局、県税事務所、自動車税事務所、福祉事務所、児童相談所（一時保護課を除く。）、児童相談センター、農林水産事務所、農林事務所、農政事務所、家畜保健衛生所、建設事務所、流域下水道事務所、食肉衛生検査所、計量検定所、病害虫防除所、東京事務所、関西事務所、女性相談所、障害者相談支援センター、人権センター、中央農業改良普及センター、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、監査委員事務局、教育委員会事務局、教育支援事務所、警察本部各課室隊所、運転免許センター、警察署

(2)労働基準監督署が労働基準監督機関として職権を行使する事業所

(令和3年3月31日現在)

労働基準法 別表 第1号別等	事業所名
1	警察車両整備工場
6	林業研究所、農業研究所
7	畜産研究所、水産研究所
13	保健所、児童相談所（一時保護課に限る。）、動物愛護推進センター、国児学園、子ども心身発達医療センター、こころの健康センター

3 貯蓄金管理状況報告（労働基準法第18条）

貯蓄金管理状況報告書		使用者	貯蓄金管理協定書	
届出年月日	受理年月日		届出年月日	受理年月日
R2.4.27	R2.4.27	県教育委員会	S47.1.20	S47.1.25

4 ボイラー等性能検査（労働安全衛生法第41条）

事業所名	検査対象		検査日	有効期間	備考
	ボイラー	第一種 圧力容器			
総合博物館		1	R2.9.29	R2.10.21~R3.10.20	107-1号
工業研究所 金属研究室	1		R2.11.5	R2.11.24~R3.11.23	65号
工業研究所 窯業研究室		1	R3.3.4	R3.3.24~R4.3.23	99-1号
保健環境 研究所		1	R2.4.7	R2.4.16~R3.4.15	100-1号
		1	R2.6.5	R2.6.14~R3.6.13	102号
桑名工業 高等学校	1		R2.5.8	R2.5.24~R3.5.23	103号
四日市農芸 高等学校		1	R3.3.4	R3.4.8~R4.4.7	58号
		1	R3.3.4	R3.4.13~R4.4.12	98号
四日市工業 高等学校	1		R2.5.21	R2.5.26~R3.5.25	101号
久居農林 高等学校	1		R2.5.21	R2.5.26~R3.5.25	101号
水産 高等学校		1	R2.3.3	R2.3.28~R3.3.27	70号
伊賀白鳳 高等学校	1		R3.2.2	R3.3.8~R4.3.7	79-1号
		1	R2.4.9	R2.4.24~R3.4.23	106-1号
桑名警察署	1		R2.11.5	R2.11.22~R3.11.21	73号
紀宝警察署	1		廃止	R1.7.7~R2.7.6	68号
伊賀警察署	1		廃止	R1.6.21~R2.6.20	65号

ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査については、平成6年度から（社）日本ボイラ協会三重検査事務所が実施している。

5 ボイラー等設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象		受 理 年月日	落成検査 年月日	有 効 期 間
	ボイラー	第一種 圧力容器			
該当なし					

6 ボイラー等廃止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 48 条・83 条）

事業所名	廃止されたボイラー等の数		検 査 証 が 返還された日	備 考
	ボイラー	第一種 圧力容器		
紀宝警察署	1		R2.10.5	
伊賀警察署	1		R2.6.29	

7 ボイラー等休止報告（ボイラー及び圧力容器安全規則第 45 条・80 条）

事業所名	休止されたボイラー等の数		受 理 年 月 日	休止期間
	ボイラー	第一種 圧力容器		
久居農林高等学校		1	R3.1.20	R3.1.26 ~R6.1.25

8 クレーン設置届及び落成検査（労働安全衛生法第 38 条・第 88 条）

事業所名	検査対象	受 理 年月日	落成検査 年月日	有 効 期 間
	クレーン			
該当なし				

第3章 任用関係業務

第1節 採用試験

令和2年度においては、三重県職員採用候補者 A・B・C 試験、社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験、三重県警察官 A・B 採用候補者試験、市町立小中学校職員採用候補者 B・C 試験、社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験を実施した。

試験の種類	概要
三重県職員採用候補者 A 試験	試験問題が大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 B 試験	試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
三重県職員採用候補者 C 試験	試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験
社会人を対象とした三重県職員採用候補者試験	社会人を対象とした職務経験不問の採用試験
三重県警察官採用候補者試験	巡査を採用するために行う採用試験 大学卒業及び卒業見込み者を対象とした警察官 A 採用候補者試験を 2 回に分けて実施するとともに（1 回目は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）、警察官 A の学歴要件に該当しない者を対象とした警察官 B 採用候補者試験を実施。（大阪府の依頼により 2 府県の共同試験として実施。）
市町立小中学校職員採用候補者 B 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、試験問題が短期大学卒業程度の難易度の採用試験
市町立小中学校職員採用候補者 C 試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、試験問題が高等学校卒業程度の難易度の採用試験
社会人を対象とした市町立小中学校職員採用候補者試験	市町立小中学校の事務職員を採用するために行う試験のうち、社会人を対象とした職務経験不問の採用試験

各試験の受験資格・試験日程及び実施結果等は次頁以降のとおりである。

受験者確保のための各種説明会等を、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインにより開催するとともに、受験者の年齢層の利用が多い Twitter を活用し、受験者が必要としている職務内容等の紹介を中心に、積極的に広報を行った。

競争試験の受験資格・試験日程 (令和2年度)

試験種類	試験区分	受験資格	公告日	申込 受付期間	第1次試験		第2次試験		第3次試験 行政ⅡⅢのみ		名簿 確定日	合格 発表日
					日	場所	日	場所	日	場所		
三重県職員	A 試験	① H3.4.2～H11.4.1 に生まれた人(行Ⅱ・薬剤師以外) ② S63.4.2～H11.4.1 に生まれた人(行Ⅱ) ③ S61.4.2～H9.4.1 に生まれた人(薬剤師) ④ H11.4.2(薬剤師はH9.4.2)以降に生まれた人でR3.3.31までに大学(短大除く)を卒見の者と、人事委員会がそれと同等の資格があると認めた者 ⑤ (行政Ⅲのみ) スポーツ分野において、試験実施年度前3年間(ただしオリンピックなど4年に1度開催される国際大会については4年間に、次に掲げるいずれかの成績を収めた人 ・国際大会(オリンピック、世界選手権、アジア大会及びそれらと同等の国際大会)に日本代表として出場した選手 ・全国大会(国民体育大会、全日本選手権大会、全日本実業団選手権大会及びそれらと同等の全国大会)に出場し、個人種目は3位以上、団体種目は8位以上の成績を収めた選手	5.15	5.15 ～ 6.8	6.28	津	7.23 7.30 ～ 8.8	津	8.29 ～ 8.30	津	8.16 行政Ⅱ 行政Ⅲ 9.9	8.17 行政Ⅱ 行政Ⅲ 9.10

試験種類	試験区分	受験資格	公告日	申込受付期間	第1次試験		第2次試験		第3次試験 行政ⅡⅢのみ		名簿 確定日	合格 発表日
					日	場所	日	場所	日	場所		
三重県職員	B試験 行政(スポーツ)・警察事務・司書	① H5.4.2～H13.4.1に生まれた人 ② 行政(スポーツ)のみA試験の受験資格⑤を満たすもの	7.17	7.21～8.24	9.27	津	10.23	津	-	-	11.16	11.17
	10.28～10.30											
	C試験 一般事務・農業・総合土木・警察事務	H11.4.2～H15.4.1に生まれた人	津伊勢尾鷲	10.26～10.28	津	-	-	11.16	11.17			
社会人試験 一般事務・警察事務	S51.4.2～S63.4.1に生まれた人	7.17	7.21～8.28	9.27	津	10.24～10.25	津	-	-	11.16	11.17	
警察官	警察官A 1回目 (男性・女性・情報技術) (共同:大阪府)	S60.4.2以降に生まれた者で、大卒者又はR3.3.31までに卒見の人	3.13	3.13～4.15	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止							
	警察官A 2回目 (男性・女性・情報技術) (共同:大阪府)	S60.4.2以降に生まれた者で、大卒者又はR3.3.31までに卒見の人	7.17	7.21～8.24	9.20	津	11.10～11.13	津	-	-	12.3	12.4
	警察官B 男性・女性 (共同:大阪府)	S60.4.2～H15.4.1に生まれた者で、警察官Aの学歴要件に該当しない人	7.17	7.21～8.24	9.20	津伊勢尾鷲	11.16～11.20	津	-	-	12.3	12.4
市町立 小中学校 職員	B試験 学校事務	三重県職員(B試験)に同じ										
	C試験 学校事務	三重県職員(C試験)に同じ										
	社会人試験 学校事務	三重県職員(社会人試験)に同じ										

(参考) 試験会場

試験名	一次試験会場	二次試験会場	三次試験会場 (行政Ⅱ、行政Ⅲ)
A試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館	吉田山会館
B試験	津高校	津庁舎、吉田山会館	

C 試験	津高校、伊勢庁舎、尾鷲庁舎	吉田山会館、勤労者福祉会館	
社会人試験	津高校	県庁講堂、吉田山会館	
警察官 A (1 回目)	(中止)	(中止)	
警察官 A (2 回目)	警察学校	吉田山会館	
警察官 B	警察本部、県庁講堂、伊勢警察署、尾鷲警察署	吉田山会館、勤労者福祉会館、合同ビル	

令和2年度三重県職員等採用候補者試験実施状況

令和3年4月1日現在

試験種類	試験区分		採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験			第3次試験		最終合 格者数	競争率	
					受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率			
A 三重県 職員 採用試験	一般 行政 分野	行政Ⅰ	約 58	340	274	80.6%	115	2.4	113	98.3%	78	-	-	78	3.5	
		行政Ⅱ	約 15	86	69	80.2%	28	2.5	28	100.0%	18	17	94.4%	15	4.6	
		行政Ⅲ	約 4	10	9	90.0%	3	3.0	3	100.0%	2	2	100.0%	2	4.5	
	福祉 分野	福祉技術	約 4	20	14	70.0%	8	1.8	8	100.0%	5	-	-	5	2.8	
	環境 分野	環境化学	約 6	22	19	86.4%	14	1.4	13	92.9%	6	-	-	6	3.2	
	自然 分野	農学	約 15	38	33	86.8%	24	1.4	22	91.7%	15	-	-	15	2.2	
		林学	約 7	15	15	100.0%	10	1.5	10	100.0%	7	-	-	7	2.1	
		水産	約 4	17	12	70.6%	9	1.3	9	100.0%	4	-	-	4	3.0	
	工学 分野	総合土木	約 16	25	21	84.0%	19	1.1	19	100.0%	16	-	-	16	1.3	
		建築	約 2	7	7	100.0%	4	1.8	4	100.0%	2	-	-	2	3.5	
		電気	約 2	5	4	80.0%	4	1.0	4	100.0%	2	-	-	2	2.0	
		機械	約 1	10	9	90.0%	4	2.3	3	75.0%	1	-	-	1	9.0	
	健康 衛生 分野	薬剤師	約 3	9	9	100.0%	7	1.3	7	100.0%	4	-	-	4	2.3	
		保健師	約 8	20	17	85.0%	13	1.3	13	100.0%	9	-	-	9	1.9	
		管理栄養士	約 3	25	19	76.0%	9	2.1	8	88.9%	3	-	-	3	6.3	
	合 計			約 148	649	531	81.8%	271	2.0	264	97.4%	172	19	95.0%	169	3.1
	B	行政(スポーツ)		約 1	4	4	100.0%	3	1.3	3	100.0%	3	-	-	3	1.3
		警察事務		約 8	106	76	71.7%	22	3.5	19	86.4%	11	-	-	11	6.9
		司書		約 1	18	16	88.9%	4	4.0	4	100.0%	1	-	-	1	16.0
合 計			約 10	128	96	75.0%	29	8.8	26	89.7%	15	-	-	15	6.4	
C	一般行 政分野	一般事務	約 9	87	76	87.4%	23	3.3	23	100.0%	12	-	-	12	6.3	
	自然 分野	農業	約 2	7	7	100.0%	4	1.8	4	100.0%	2	-	-	2	3.5	
	工学 分野	総合土木	約 5	10	10	100.0%	8	1.3	8	100.0%	7	-	-	7	1.4	
	警察事務		約 5	41	39	95.1%	15	2.6	13	86.7%	8	-	-	8	4.9	
合 計			約 21	145	132	91.0%	50	2.6	48	96.0%	29	-	-	29	4.6	
社会 人	一般行 政分野	一般事務	約 5	385	304	79.0%	36	8.4	35	97.2%	7	-	-	7	43.4	
	警察事務		約 1	28	22	78.6%	8	2.8	6	75.0%	2	-	-	2	11.0	
合 計			約 6	413	326	78.9%	44	7.4	41	93.2%	9	-	-	9	36.2	
県職員合計			約 185	1335	1085	81.3%	394	2.8	379	96.2%	225	19	95.0%	222	4.9	

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込者 数	第1次試験				第2次試験			第3次試験		最終合 格者数	競争率	
				受験 者数	受験率	合格 者数	競争率	受験 者数	受験率	合格 者数	受験 者数	受験率			
警察官 採用試験	A ①	男性	約 35	243	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女性	約 9	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		情報技術	約 1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	約 45	298	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	A ②	男性	約 41	213	156	73.2%	103	1.5	90	87.4%	46	-	-	46	3.4
		女性	約 12	45	30	66.7%	24	1.3	20	83.3%	13	-	-	13	2.3
		情報技術	約 1	2	1	50.0%	0	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	約 54	260	187	71.9%	127	1.5	110	86.6%	59	-	-	59	3.2
	合計		約 99 (54)	558 (260)	187	33.5% (71.9%)	127	1.5	110	86.6%	59	-	-	59	3.2
	B 4月	男性	約 21	165	133	80.6%	56	2.4	49	87.5%	26	-	-	26	5.1
		女性	約 9	65	56	86.2%	32	1.8	30	93.8%	11	-	-	11	5.1
		小計	約 30	230	189	82.2%	88	2.1	79	89.8%	37	-	-	37	5.1
	警察官合計		約 129 (84)	788 (490)	376	47.7% (76.7%)	215	1.7	189	87.9%	96	-	-	96	3.9
市町立 小中学校 職員 採用試験	B 学校事務	約 22	139	102	73.4%	36	2.8	29	80.6%	22	-	-	22	4.6	
	C 学校事務	約 3	16	16	100.0%	5	3.2	5	100.0%	3	-	-	3	5.3	
	社 学校事務	約 1	49	38	77.6%	9	4.2	9	100.0%	3	-	-	3	12.7	
	小中学校職員合計		約 26	204	156	76.5%	50	3.1	43	86.0%	28	-	-	28	5.6
総合計		約 340 (295)	2327 (2,029)	1,617	69.5% (79.7%)	659	2.5	611	92.7%	349	19	95.0%	346	4.6	

第2節 採用選考

職員の採用は、地方公務員法により競争試験によって行うことを原則としているものの、職務と責任の特殊性等から競争試験になじまない職については、選考によることができるものとなっている。

1. 選考職種の採用選考

「選考職種の指定及び採用資格要件」(昭和41年5月10日三重県人事委員会告示第1号)で指定する職種について、各任命権者からの申請に基づき実施した選考の結果は次頁のとおりである。

なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者を雇用するために実施している選考については、これまで身体障がいを対象に実施してきたが、令和元年度から精神障がい者、令和2年度から知的障がい者も対象に追加した。

2. 職級別の採用選考

各任命権者から人事委員会あてに申請のあった職級別の採用選考(国の機関等からの割愛採用等。上記1の選考職種採用は除く。)は合計152名であり、内訳は次表のとおりである。(令和2年度中に任用したもの)

(単位：人)

任命権者 職級	任命権者						計
	知事等	病院事業 庁長	企業 庁長	議会 議長	教育 委員会	警察 本部長	
部長級	2						2
次長級	2						2
課長級	7	3				3	13
課長補佐級	23	1			10		34
主査級	22				8	2	32
主任級	24				5		29
主事級	24						24
警視						4	4
警部						4	4
警部補						3	3
巡查部長						3	3
巡查						2	2
計	104	4	0	0	23	21	152

令和2年度採用選考の実施状況

(単位:人)

職 種	任命権者	実施日	採用 予定数	申込者数	受験者数	基準 達成者数
学芸員	知事	2.7.19	1	2	1	1
獣医師	知事	2.7.19	7	4	2	2
航海士	知事	2.7.19	2	2	2	1
機関士	知事	2.7.19	2	2	2	1
保育士	知事	2.7.19	1	8	8	8
試験研究技師(工芸技師)	知事	2.7.19	1	2	2	1
一般事務 (障がい者)	知事	2.11.1 2.12.1~7	3	19	17	3
一般事務(特別枠) (障がい者)	知事	2.11.1 2.12.1~7	1	10	6	1
警察事務 (障がい者)	警察本部長	2.11.1 2.12.1~7	2	8	7	2
学校事務 (障がい者)	教育委員会	2.11.1 2.12.1~7	2	5	4	2
診療放射線技師	病院事業庁長	2.11.15	1	2	1	1
機関士	知事	2.11.15	1	1	1	0
児童福祉司	知事	2.11.15 2.11.22	5	10	9	2
心理判定員	知事	2.11.15 2.11.22	2	9	8	5
児童自立支援専門員	知事	2.11.15	2	1	0	0
機関士	教育委員会	3.1.10	1	2	2	0
航海士	教育委員会	3.1.10	2	3	3	1
児童福祉司	知事	3.2.7 3.2.14	5	7	6	2
心理判定員	知事	3.2.7 3.2.14	1	5	5	4
児童自立支援専門員	知事	3.2.7	1	5	4	3
診療放射線技師	病院事業庁長	3.2.7	1	6	6	6
機関士	知事	3.2.7	1	1	1	1
航海士	知事	3.2.7	1	2	2	2
計			46	116	99	49

※1次、2次に分かれる選考の受験者数は、1次の受験者数。
 ※障がい者の選考の基準達成者数は、合格者数と読み替える。

第3節 臨時的任用の承認

臨時的任用については、地方公務員法に基づき、職員の任用に関する規則で「緊急の場合」、「臨時の職である場合」、「任用候補者名簿に候補者がいない場合」において、任命権者は人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で任用することができる」とされている。

本年度の任用件数（※人事委員会承認分）は延べ311件で、そのすべてが三重県教育委員会における任用である。

（※臨時的任用の承認に関する権限は一部任命権者に委任している。）

区分	任用延件数
三重県知事	0
三重県教育委員会	311
計	311

第4章 給与関係業務

令和2年11月9日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、人事管理及び職員の給与について報告を行い、併せて給与の改定について勧告を行った。

なお、勧告に当たっては、公民の給与比較の基礎資料とするため、人事統計調査により職員の給与の実態を把握するとともに、職種別民間給与実態調査により民間従業員の給与の実態を把握した。

給与改定の概要と職員の給与等に関する報告及び勧告の内容は、次のとおりである。

給与改定の概要

改定の概要	実施年月日
1 ボーナス（特別給） ・職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.50月）が、民間のボーナスの支給割合（4.46月分）を上回っていることから、支給月数を4.45月に引下げ ・引下げ分は、期末手当に反映	R2.12.1
2 その他 【住居手当】 ・県宿舍入居者との均衡、国や他の地方公共団体の状況等を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を8,000円から15,000円に引上げ ・この改定により生ずる原資を用いて、手当額の上限を27,000円から28,000円に引上げ	R3.4.1

職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年11月9日）

【報告】

職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事統計調査を実施し、職員の給与の実態を把握するとともに、民間従業員の給与の実態を把握するため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内750の民間事業所のうちから、161事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施した。

また、物価・生計費等職員の給与決定に係りの諸般の事情についても、調査・検討を行った。

I 職員の給与を決定する諸条件等

1 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 公民給与の較差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	389,369 円
職 員 の 給 与 (B)	389,338 円
較 差 (A)-(B)	31 円 (0.01%)

※特例条例による減額措置後の公民較差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	389,369 円
職 員 の 給 与 (B)	387,725 円
較 差 (A)-(B)	1,644 円 (0.42%)

(2) 諸手当の比較

ア 扶養手当

扶養家族の構成	民 間		職 員
	三 重 県	全 国	
配 偶 者	15,117円	12,711円	6,500円
配偶者と子1人	21,736円(6,619円)	19,454円(6,743円)	16,500円(10,000円)
配偶者と子2人	27,149円(5,413円)	25,778円(6,324円)	26,500円(10,000円)

(注)・()内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

- ・職員の配偶者に係る手当は行政職給料表7級以下(これに相当する職務の級を含む、以下の級について同じ)の職員について記載。行政職給料表8級の職員は3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。

イ 賞与等の特別給

民 間		職 員
三 重 県	全 国	
4. 4 6 月 分	4. 4 6 月 分	4. 5 0 月 分

2 物価・生計費の動向(令和2年4月)

(1) 消費者物価指数(対前年同月比)

津 市	全 国
0. 1 %	0. 1 %

(2) 標準生計費

区 分	津 市		全 国	
	1人世帯	4人世帯	1人世帯	4人世帯
食 料 費	22,440 円	57,420 円	24,360 円	62,330 円
住居関係費	59,590 円	51,330 円	49,360 円	42,520 円
被服・履物費	1,780 円	7,290 円	1,130 円	4,610 円
雑 費 I	23,840 円	52,320 円	28,830 円	63,270 円
雑 費 II	9,620 円	37,070 円	6,930 円	26,690 円
合 計	117,270 円	205,430 円	110,610 円	199,420 円

(注) 雑費 I (保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽)

雑費 II (その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金))

II 職員の給与に関する見解

1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 公民給与の較差

- ・ 4月分の公民較差について、役職・学歴・年齢別に対比して公民較差を算出

較 差 31 円(0.01%) [人事院勧告 △164 円(△0.04%)]

(参考) 特例条例による減額措置後の公民較差 1,644 円(0.42%)

令和元年県勧告 142 円(0.04%)

令和元年人事院勧告 387 円(0.09%)

(2) 給与改定

月例給

- ・ 較差が極めて小さいことから給料表改定を見送り
- ・ 適切な改定が困難であることから諸手当の改定を見送り
- ボーナス (特別給)
- ・ 職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.50月)が、民間のボーナスの支給割合(4.46月)を上回っていることから、支給月数を4.45月に引下げ
- ・ 引き下げは期末手当に反映

(3) 実施時期

ボーナス(特別給)：令和2年12月1日

(令和3年度以降の改定は、令和3年4月1日)

2 住居手当

県宿舍入居者との均衡、国や他の地方公共団体の状況等を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ（8,000 円→15,000 円）。また、この改定により生ずる原資を用いて、手当額上限を引上げ（27,000 円→28,000 円）等の改定を実施。令和 3 年 4 月からの改定とする。

3 その他の課題

(1) 世代間の給与配分の適正化について

本県の初任給基準は国より上位の号給となっているが、公安職給料表等においては、若年層が在職する号給の一部において国の俸給月額を下回っている状況がある。

本委員会は、国の勧告後の俸給表構造を維持した上での改定は困難であること等から、5 年連続で給料表改定を見送りとしてきた。一方、民間事業所の賃金動向をみると、本年の「職種別民間給与実態調査」によれば、新規学卒者のうち大卒の初任給は本県を上回っている。

人材の確保が課題となっている状況もあることから、これまでの給料表改定の方針を踏まえ、世代間の給与配分の適正化について検討していく必要がある。

(2) 高齢層職員の給与

定年の 65 歳への段階的な引上げについての国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、定年延長を見据えた人事管理や本県の実情に沿った制度設計に対応した高齢層職員の給与のあり方について引き続き検討していく。

(3) 「能力・実績に基づく人事管理の推進」への対応

人事院は、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、昇給の基準や俸給表のあり方等について検討を進めることとしている。

本委員会においても、人事院の検討状況等を注視し、対応していく必要がある。

【勧告】

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年三重県条例第 72 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年三重県条例第 61

号)を改正することを勧告する。

I 給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

(1) 期末手当

ア 令和2年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員(再任用職員を除く。)

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

(イ) 特定管理職員(再任用職員を除く。)

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.65月分とすること。

イ 令和3年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員(再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

(イ) 特定管理職員(再任用職員を除く。)

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。

(2) 住居手当

ア 住居手当は、月額15,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

イ 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と15,000円との差額が14,000円以下の職員においてはその差額、その差額が14,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を14,000円を限度として14,000円に加算した額とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

Ⅱ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(1)のイ及び(2)、2の(2)については令和3年4月1日から実施すること。

2 住居手当の支給に関する経過措置

令和3年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、Ⅰの1の(2)の改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和4年3月31日までの間、住居手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

人事委員会年報（令和２年度）

令和３年７月発行

編 集 三重県人事委員会事務局

〒514-0004 津市栄町 1-891

（勤労者福祉会館４階）

電 話：（０５９）２２４－２９３０

FAX：（０５９）２２６－７５４５

E-mail：jinjii@pref.mie.lg.jp

ホームページアドレス：

<http://www.pref.mie.lg.jp/JINJII/HP/>

